

市第23号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 10 日 提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24
年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法
第13条第3項第2号の相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「
児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社
会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第103条第1項中「かつ、」の次に「人材育成センター（」を加
え、「児童自立支援専門員養成所（第3号及び第4号において「養
成所」という）」を「人材育成センターをいう。以下同じ」に改め、
同項第3号及び第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改め
、同号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に
関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業
」を「相談援助業務」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 103 条第 1 項の改正規定（同項第 4 号ア及びイに係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長として勤務している者については、それぞれこの条例による改正後の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長として勤務している者とみなす。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜 粹)

(上段 改正案
下段 現 行)

(乳 児 院 の 長 の 資 格 等)

第 28 条 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、省令の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(第 1 号 から 第 3 号 まで 省 略)

(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は省令の規定により厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第 13 条第 3 項第 2 号の相談援助業務をいう。以下同じ業務）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助児童福祉業務に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助社会福祉業務事業に従事した期間

(ウ 及 び 第 2 項 省 略)

(児 童 自 立 支 援 施 設 の 長 の 資 格 等)

第 103 条 児童自立支援施設の長は、次のいずれかに該当し、かつ、人材育成センター（厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省

令第 1 号) 第 622 条第 1 項の人材育成センターをいう。以下同じ
児童自立支援専門員養成所 (第 3 号
及び第 4 号において「養成所」という。) が行う児童自立支援施
設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相
当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童
自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければなら
ない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 児童自立支援専門員の職にあった者等であって、児童自立支
援事業に 5 年以上 (人材育成センター
養成所 が行う児童自立支援専門
員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程 (次号において「講習課程」という。) を修了した者にあつては、3 年以上) 従事したもの

(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める
者であつて、次に掲げる期間の合計が 5 年以上 (人材育成セン
ター
養成所 が行う講習課程を修了した者にあつては、3 年以上) であ
るもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業
児童福祉事
務 (国、都道府県、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 25
2 条の 19 第 1 項の指定都市又は児童相談所設置市の内部組織
における相談援助業務
児童福祉に関する事務 を含む。) に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助
社会福祉
業務
事業 に従事した期間

(ウ及び第 2 項省略)